

「相模原市小中一貫教育基本方針（案）」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

本市では、小・中連携教育推進事業について、平成22年度から平成31年度までを計画期間とする相模原市教育振興計画に位置付け、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、今日的な教育課題を解決することを目的とし、小学校から中学校にかけての接続部分の円滑化を図ってまいりました。一方で、子どもたちが学ぶ楽しさやわかる楽しさをより実感し、更なる学力の定着と体力の向上を図るためには、接続部分の円滑化に加え、児童生徒・学校・地域の現状と課題を踏まえながら、小・中学校が共に9年間の見通しを持って教育に取り組むことが求められています。

そこで、従来取り組んできた小中連携教育を、小中一貫教育へとステップアップするため、外部有識者で構成される相模原市小中一貫教育のあり方協議会の意見を踏まえて検討した相模原市小中一貫教育基本方針を策定します。

この度、相模原市小中一貫教育基本方針を策定するに当たり、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、6人から19件のご意見をいただきました。意見募集の概要及びお寄せいただいたご意見の内容、ご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 平成30年6月21日（木）～平成30年7月20日（金）
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、学校教育課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、公文書館

3 結果

（1）意見の提出方法

意見数		6人（19）件
内 訳	直接持参	0人（0）件
	郵送	0人（0）件
	ファクス	2人（6）件
	電子メール	4人（13）件

（2）意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
	本市の現状と課題に関すること	2	1		1	
	小中一貫教育の実施に関すること	15		6	9	
	小中一貫教育の発展に関すること	2			2	
合計		19	1	6	12	0

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
本市の現状と課題に関すること			
1	<p>(1 本市における現状と課題)</p> <p>「(1) 子どもに関する現状と課題」について、不登校の原因は、友人との関係や教員との関係、勉強が分からないことなど多岐に渡っており、当事者である児童生徒のみの課題ではない。一方的に子どもの力が育っていないことが原因であるかのような表現に違和感を覚える。子どもにだけ課題があるのではないことを書き加えた上で、からの課題があるとすべき。</p>	<p>不登校の原因が多岐に渡っていることを踏まえた上で、子どもの現状として不登校生徒が多いことを記載しております。この改善に当たっては、からまでの力を育てていくことが、課題であると捉えており、このことを明確にするため、次のとおり記載を改めます。(下線部は意見反映後の記載。)</p> <p>(1) 子どもに関する現状と課題</p> <p>近年の諸調査の結果から、本市では、学力や体力に課題がある児童生徒や不登校生徒が多いことが明らかになっています。</p> <p><u>これらの改善に向け、</u></p> <p>集団社会における人間関係を形成する力</p> <p>自己肯定感を形成する力</p> <p>将来に向かって意欲的に自己を伸ばしていく力</p> <p>課題対応能力</p> <p><u>などの力を育てていくことが課題となっています。</u></p>	ア

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
本市の現状と課題に関すること			
2	<p>(1 本市における現状と課題)</p> <p>「(1) 子どもに関する現状と課題」について、現状や課題が抽象的な表現に留まっており、具体的な調査方法や対象者数、その根拠を記載すべきではないか。</p>	<p>当該項目における現状及び課題については、文部科学省が実施した「全国学力・学習状況調査」等の各種調査結果にて既に公表しているものであり、本方針は、本市がめざす小中一貫教育を示すことが主たる目的であることから、調査内容については記載しておりません。</p>	ウ
小中一貫教育の実施に関すること			
1	<p>(2 本市における小中一貫教育)</p> <p>「めざす子ども像」の設定に当たっては、子ども一人ひとりの個性を重んじ、設定する主体に子ども自身を加える必要があると考える。</p> <p>また、子どもが息苦しさを感じることをないよう、「めざす子ども像」を追求するというだけでなく、別の道を模索する余地を残すべき。</p>	<p>「めざす子ども像」は、学校と家庭・地域が、同じ方向を向いて教育活動に取り組むための指針であることから、中学校区内の現状と課題や家庭・地域の願いを踏まえ、中学校区ごとに学校が設定することとしております。</p> <p>なお、9年間を見通す具体的な教育活動の実施に当たっては、子ども一人ひとりの可能性を広げることができるよう、ご意見を参考にしながら、教育活動に取り組んでまいります。</p>	ウ
2	<p>(2 本市における小中一貫教育)</p> <p>小中一貫教育の実施に当たっては、特に、小学校4年生と小学校5年生の間の接続を大切にしながら取り組むべき。</p>	<p>文部科学省が作成した「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」(平成28年12月26日)においても、小学校4～5年生頃の発達上の段差について言及されており、大切な視点であると捉えております。</p>	イ
3	<p>(2 本市における小中一貫教育)</p> <p>小・中学校の一体的な連携・協働の熟成のため、まずは充実した取り組みを望む。</p>	<p>本方針の「4 小中一貫教育の実施」にある、視点1から視点5までに基づき、全中学校区で9年間を見通す教育に取り組み、小・中学校の一体的な連携・協働を一層推進してまいります。</p>	イ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
小中一貫教育の実施に関すること			
4	<p>(2 本市における小中一貫教育) 中学校教員の生徒観のマイナス面が広がらないよう、子どもの個としての尊重に、配慮されたい。</p>	<p>小学校及び中学校のいずれにおいても、人権研修の実施等により、人権に配慮した指導に努めております。本方針の策定に伴い、小中一貫教育の視点を踏まえて一層の充実を図ってまいります。</p>	イ
5	<p>(2 本市における小中一貫教育) 今回の基本方針は、従来の小中連携教育の表現を変えて示しただけだと感じた。</p>	<p>小中一貫教育は、小・中学校が「めざす子ども像」を共有し、9年間を見通す教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育のことであり、従来の小中連携教育で行っていた情報交換や交流からステップアップした教育です。小中一貫教育の実施により、学校間の児童の学習上・生活上の課題の引継ぎ、学習や生活ルールの共有、各教科における系統的な教科指導や「切れ目ない支援教育」に取り組みやすくなると考えます。</p>	ウ
6	<p>(3 小中一貫教育でめざす姿) 「(3) 小中一貫教育でめざす『教職員』の姿」について、教職員の知識及び資質の向上のために、児童生徒理解や生徒指導のあり方等に関する研修体制を明記するべき。</p>	<p>本市の教職員の研修体制については、人材育成指標に基づき体系的に整備しており、計画に基づき児童・生徒理解や生徒指導のあり方に関する研修を実施しております。本方針の策定に伴い、小中一貫教育の視点を踏まえて一層の充実を図ってまいります。</p>	イ
7	<p>(4 小中一貫教育の実施) 「めざす子ども像」の設定に当たっては、「3 - (1) 小中一貫教育でめざす『子ども』の姿」に掲げた三項目を踏まえるとともに、基本的人権・個人の尊厳及び子どもの主体的な学びを大切に、「大人が要求する子ども像」になることのないよう、十分な配慮がなされるべき。</p>	<p>各中学校区の「めざす子ども像」については、「3 - (1) 小中一貫教育でめざす『子ども』の姿」を踏まえながら、ご意見のとおり、子どもの人権等に配慮した設定をしてまいります。</p>	イ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
小中一貫教育の実施に関すること			
8	<p>(4 小中一貫教育の実施)</p> <p>9年間の教育課程の編成に当たっては、学年段階の区切りとして、2 - 3 - 2 - 2 制や 3 - 2 - 2 - 2 制等の学びのまとまりを考え、児童生徒の発達段階を踏まえた9年間の教育課程編成が必要と考える。</p> <p>特に小学校1、2年生は、基本的な生活習慣とともに、丁寧な学習指導が求められることから、必要に応じて振り返り学習も必要と考える。</p>	<p>各中学校区で実施する小中一貫教育については、小学校・中学校という現行の設置形態で行うことから、学年段階の区切りは変えず、児童生徒の発達段階を意識した9年間の教育課程を編成するものとしております。</p> <p>なお、将来的に義務教育学校の設置を行う際には、頂いたご意見を参考にしながら、設置校ごとに6 - 3 制以外の学年段階の区切りの導入についても検討してまいります。</p>	ウ
9	<p>(4 小中一貫教育の実施)</p> <p>授業や行事の場面では、リーダーシップを発揮する場面が設定される必要があり、仮に2 - 3 - 2 - 2 制の学年段階の区切りを設定した場合には、4つのブロックの上位学年にリーダーシップが取れる行事や授業を設定することが必要と考える。</p>		ウ
10	<p>(4 小中一貫教育の実施)</p> <p>小学校5、6年生あたりから、中学校の専科制度を取り入れることも検討すべきであると考え。これにより、小学校と中学校の教員の連携が進むと考える。</p>	<p>現在、中学校教員による小学校への乗り入れ授業を一部の小学校で実施しております。小中一貫教育の実施により一層の充実を図りながら、将来的には専科制度の導入も検討してまいります。</p>	ウ
11	<p>(5 小中一貫教育の実施スケジュール)</p> <p>「教育委員会は、各中学校区の検討状況及び活動内容を把握し、各小・中学校に周知する」とあるが、地域との連携を推進するためには、市民にも活動内容をホームページで公表すべき。</p>	<p>各中学校区における活動内容の周知については、ホームページ等による適切な公表方法を検討してまいります。</p>	ウ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
小中一貫教育の実施に関すること			
1 2	(該当箇所なし) 小中一貫教育への移行を機会に、子どもたちの「子育て」を重視した主体的な学びによる自己形成を支援する学校への質的な改革が望まれる。	「2. 本市における小中一貫教育」にあるとおり、本市の小中一貫教育では、自分の良いところや興味関心のあることを見つけ、目的意識や見通しを持って課題に挑戦することで自らを伸ばしていき、他者により良い人間関係を築くことのできる、子どもの「未来を切り拓く力」を学校と家庭・地域が共に育てることを基本理念として掲げております。この基本理念に基づき、学校と家庭・地域が共通理解を図りながら、協力して教育活動や学校運営に取り組んでまいります。	ウ
1 3	(該当箇所なし) 小・中学校は、国家・社会に役立つ人材育成の場ではなく、子どもたちが自己と自己の生き方を形成し、自分らしく自由に生きるための「教養」としての知識・技能・技術やものの見方・考え方を学ぶ場であることを教育委員会として明示してほしい。		ウ
1 4	(該当箇所なし) 教員の労働環境(労働時間や部活動の指導など)・教員数などが改善されない状況の中で9年間の連続した体制をつくっても健全な学校運営ができるとは考えられない。 教職員の労働環境の改善を含めて、教育課程および学校運営を考えるべき。	現在、平成30年3月に策定した「学校現場における業務改善に向けた取組方針」に沿って、教職員の労働環境の改善に取り組んでおります。	イ
1 5	(該当箇所なし) 小中一貫教育の実施により、学校間や地域との連携のために教員の負担が生じるのではないか。打合せや研究に時間が割かれ、子どもへ十分な対応が取れなくなることを防ぐため、人的・予算的な措置が必要と考える。	学校間及び地域との連携に当たっては、既存の学校運営協議会や小中連携協議会、小中連携教育に係る課題研究の枠組みを活用するなど、教員の負担に配慮しながら進めてまいります。	ウ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
小中一貫教育の発展に関すること			
1	(2 本市における小中一貫教育) 義務教育学校への移行は慎重に判断すべき。	義務教育学校の設立に当たっては、利用可能な空き教室数や体育館・運動場等の設備、学校間の距離	ウ
2	(6 小中一貫教育の発展) 成果を出そうとするのであれば、「義務教育学校」で学校教育の充実を図るべきであり、小・中連携校か「義務教育学校」のどちらかを選択できることが望ましいと考える。	等の地理的条件、学区の整理や保護者・地域の理解など様々な課題を考慮しながら、検討を進めてまいります。	ウ